

改正

昭和46年7月14日条例第31号
昭和47年7月12日条例第30号
昭和48年4月1日条例第34号
昭和51年3月31日条例第9号
平成8年3月22日条例第6号
平成15年3月18日条例第6号
平成22年3月19日条例第7号
平成24年3月21日条例第11号
平成24年10月12日条例第55号
平成29年7月11日条例第34号
平成31年3月15日条例第7号
令和7年10月10日条例第41号

山形県防災会議条例をここに公布する。

山形県防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第15条第8項の規定に基づき、山形県防災会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の定数)

第2条 次の各号に掲げる者をもって充てる委員の定数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法第15条第5項第5号に掲げる者 19人以内
- (2) 法第15条第5項第6号に掲げる者 5人以内
- (3) 法第15条第5項第7号に掲げる者 15人以内
- (4) 法第15条第5項第8号に掲げる者 20人以内

(委員及び専門委員の任期)

第3条 委員の任期は、関係行政機関の職員である委員を除き、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査を終了するときまでとする。

(幹事)

第4条 防災会議に、幹事62人以内を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 防災会議の庶務は、防災くらし安心部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年7月14日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年 7月12日 条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年 4月 1日 条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年 3月31日 条例第 9号）

この条例は、昭和51年 4月 1日から施行する。

附 則（平成 8年 3月22日 条例第 6号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 8年 4月 1日から施行する。

附 則（平成15年 3月18日 条例第 6号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則（平成22年 3月19日 条例第 7号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則（平成24年 3月21日 条例第11号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則（平成24年10月12日 条例第55号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、山形県防災会議条例第 3条第 1項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する委員（関係行政機関の職員である委員を除く。）の任期の満了する日までとする。

附 則（平成29年 7月11日 条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年 3月15日 条例第 7号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則（令和 7年10月10日 条例第41号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、山形県防災会議条例第 3条第 1項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する委員（関係行政機関の職員である委員を除く。）の任期の満了する日までとする。